

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当

所得状況届・現況届の提出を

所得状況届・現況届の案内を8月初旬にお送りします。

次の手当を受給している人は、8月24日(金)までに所得状況届・現況届を必ず提出してください。施設入所や所得などによる支給制限があります。詳しくはお問い合わせください。

支給月 4・8・11月
●特別障害者手当
対象 精神(知的を含む)または身体に著しく重度の障害があるために、日常生活で常時特別な介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の

問合 障害者支援課障害福祉担当 (☎423・9446)

支給月 2万6940円
支給月 5・8・11・2月
●障害児福祉手当
対象 精神(知的を含む)または身体に重度の障害があるために、日常生活で常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の人

支給月 1級:5万1700円、2級:3万4430円

支給月 1万4650円
支給月 5・8・11・2月

麻しん(はしか)・風しん

予防接種を受けましょう

麻しん(はしか)・風しん予防接種は、定められた期間に計2回の接種を受けることで、免疫の持続期間を長く保つことができます。

対象期間を過ぎると1万円程度の費用が必要です。早めに接種しましょう。

対象 ▼1期:1歳から2歳の誕生日の前日まで

2期:平成24年4月2日(来)年3月31日までに接種

してください

場所 市内実施医療機関

※ 実施医療機関については、年度途中で変更になる場合があります。市ホームページで確認いただき、お問い合わせください。

回数 各期1回

※ 予診票をお持ちでない人は、お問い合わせください。

問合 保健センター (☎423・8811)

幼稚園児を募集

①市立幼稚園(3歳児)

対象校区の実施園(左下表)に申し込んでください。

応募多数の場合は、10月4日(休)午後2時から公開抽選を行います。4歳児からは居住校区の幼稚園に進級します。

市内の全市立幼稚園で、保育終了後も預かり保育を実施しています。

対象 市内在住または来年少月未までに転入予定(証明書が必要)で、平成27年4月2日(休)28年4月1日に生まれた子

定員 各25人
申込用紙の配布 9月10日(月)午前8時半から市内の全市立幼稚園で

申込 9月19日(水)・20日(木)午後2時(休)5時に直接、各園へ

※ 申し込みは1園のみです。

問合 左表①の市立幼稚園、子育て施設課保育・幼稚園担当 (☎423・9483)

②私立幼稚園(3~5歳児)

左表②の園で募集します。保育終了後も預かり保育を実施しています。詳しくは各園にお問い合わせください。

申込用紙の配布 9月3日(月)から各園で

問合 左表②の私立幼稚園

①市立幼稚園

園名	所在地	電話番号	対象校区
岸城	岸城町	422-0881	中央、城内、浜、朝陽、東光
朝陽	上野町西	439-6160	
旭	土生町7丁目	427-4973	旭、太田、天神山、修斎、東葛城
大芝	磯上町2丁目	439-8258	春木、大芝、城北、新条、大宮
大宮	宮前町	445-1053	
城北	吉井町1丁目	444-3668	八木北、八木、八木南、光明、常盤
八木	大町3丁目	445-4552	
八木南	小松里町	444-1090	
常盤	下松町	427-1441	
山直北	田治米町	444-1115	山直北、城東、山直南、山滝

②私立幼稚園

園名	所在地	電話番号	定員	募集人数		
				3歳児	4歳児	5歳児
聖母	筋海町	437-1687	45人	15人	若干名	若干名
春木カトリック	吉井町1丁目	443-5225	90人	20人	若干名	若干名
岸和田いずみ	土生町9丁目	427-1952	475人	150人	25人	25人

児童扶養手当現況届の提出を

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。この届け出は、受給者の前年の所得や監護・養育の状況などを確認するためのものです。

届け出がないと8月以降の手当を受給できません。必ず提出してください。

期間 8月11日(休)~17日(金) 午前9時~午後5時半(14時以降)

日(火)・16日(木)は午後8時まで

●4月分から手当額を改定 4月分から手当額を下表のとおり変更しています。新しい手当証書は5月に送付しました。4~7月分は8月10日(金)に受給者の口座に振り込みます。

問合 子育て給付課子育て給付担当 (☎423・9624)

児童扶養手当の月額

	改定前	改定後
第1子	全部支給...42,290円 一部支給...42,280~9,980円	全部支給...42,500円 一部支給...42,490~10,030円
第2子 加算額	全部支給...9,990円 一部支給...9,980~5,000円	全部支給...10,040円 一部支給...10,030~5,020円
第3子 以降 加算額	全部支給...5,990円 一部支給...5,980~3,000円	全部支給...6,020円 一部支給...6,010~3,010円

保育コンシェルジュを配置しました

保育コンシェルジュとは、保育施設や子育て支援など、妊娠中から育児まで子育てに関する相談員です。保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつけることが目的です。子育て施設課の窓口には配置してありますので、お気軽にご相談ください。不在の場合がありますので、お問い合わせの上、お越しください。

相談日時 月(金)曜日午前9時~午後3時半
問合 子育て施設課 (☎423・9483)

あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員制度70周年

人権擁護委員ってどんな人?

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき法務大臣から委嘱を受けて活動している民間ボランティアです。

人権擁護委員は、人権相談に対し問題解決の手伝いをしたり、法務局と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域で人権啓発活動を行ったりしています。

人権相談~ひとりで悩まないで~

人権擁護委員の活動の一つである人権相談は法務局などで行っています。相談は無料、秘密は厳守します。

いじめ、差別、虐待など、ひとりで悩まず人権擁護委員に相談してください。電話による相談は、みんなの人権110番(☎0570-003110)などがあります。

16面の相談案内もご覧ください。
問合 人権・男女共同参画課人権推進担当 (☎423・9562)